

指定介護予防支援事業所

浦添市地域包括支援センターライフサポート

運営規程

特定非営利活動法人ライフサポートてだこ

## 指定介護予防支援事業所浦添市地域包括支援センターライフサポート運営規程

### (趣旨及び事業の目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ライフサポートてだこが開設する指定介護予防支援事業所浦添市地域包括支援センターライフサポート（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するための必要な人員及び管理運営等に関し必要な事項を定め、事業所の介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 指定介護予防支援の事業は、当該利用者が可能な限りその者の居宅において、その者が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、当該利用者の選択に基づき利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることなく、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、公正中立に行うものとする。

2 事業所は、この事業の運営に当たり、公正中立の立場から、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者  
の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等をはじめ、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次の各号のとおりとする。

- (1) 名称 浦添市地域包括支援センターライフサポート
- (2) 所在地 沖縄県浦添市宮城3丁目13番11号 つばめ荘102号

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 専ら事業所に勤務する職員の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う者として、常勤の管理者1名を置く。ただし、事業所の管理に支障のない範囲内において、事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業所である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

- (2) 指定介護予防支援の提供に当たる者として、担当職員4名以上を置く。ただし、業務に支障のない範囲内において、事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業所である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。
- (3) 事業所の運営に必要な事務を行う者として、その他の職員1名以上を置く。ただし、業務に支障のない範囲内において、他の職務に従事することができるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日までを営業日とする。

ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、6月23日(慰霊の日)及び年末年始(12月29日~1月3日)を除く。

- (2) 8時30分~17時15分までを営業時間とする。

(指定介護予防支援の提供方法)

第6条 事業所は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

2 事業所は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、浦添市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成26年条例第30号)第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得る。

3 事業所は、担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導する。

4 事業所は、指定介護予防支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

5 事業所は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

6 事業所は、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行うものとする。

7 事業所は、正当な理由がなく指定介護予防支援の提供を拒まないものとする。

8 事業所は、通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提

供することが困難であると認められた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じるものとする。

(指定介護予防支援の内容)

第7条 指定介護予防支援の内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 事業所は、指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (2) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにするものとする。
- (3) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めるものとする。
- (4) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (5) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域に利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握するものとする。

イ 運動及び移動

ロ 家庭生活を含む日常生活

ハ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション

ニ 健康管理

- (6) 担当職員は、前号に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るものとする。

- (7) 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成するものとする。
- (8) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を召集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (9) 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。
- (10) 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付するものとする。
- (11) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問介護計画(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。)第39条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。)等指定介護予防サービス等基準において位置づけられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取するものとする。
- (12) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (13) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価するものとする。
- (14) 担当職員は、第12号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うものとする。

イ 少なくともサービスの提供を開始する月(以下この号において「提供開始月」という。)、提供

開始月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

□ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所介護事業所(指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。)又は指定介護予防適所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防適所リハビリテーション事業所をいう。)を訪問する等の手法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ハ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(15) 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

イ 要支援認定を受けている利用者が要支援更新認定を受けた場合

□ 要支援認定を受けている利用者が要支援状態区分の変更の認定を受けた場合

(16) 第2号から第11号までの規定は、第12号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。

(17) 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

(18) 担当職員は、介護保険施設から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

(19) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を求めるものとする。

(20) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

(21) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにするものとする。

(22) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置づける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、少なくとも6月に1回、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載するものとする。

(23) 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載するものとする。

(24) 担当職員は、利用者が提示する介護保険被保険者証に、認定審査会意見又は指定に係る介護予防サービスの種類若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成するものとする。

(25) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

#### (指定介護予防支援等の利用料及び支払いの方法)

第8条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスである時は利用者の負担は無しとする。

2 費用の支払いを求める場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明し了解を得るものとする。

3 指定介護予防支援の利用者等は、事業所の定める期日までに、利用料等を口座振込にて事業所へ支払うものとする。

#### (利用者に対する情報開示等)

第9条 事業所は、事業所の運営規程の概要、介護支援専門員名簿及びサービスの選択に必要な重要事項などを見やすいところに掲示する。

2 事業所は、利用者からの申し出があった場合及び利用者が他の介護予防支援事業者への変更を希望

する場合には、当該利用者に対し直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する情報を提供するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 通常の事業の実施地域は、浦添市の浦添中学校区域とする。

(秘密保持等)

第 11 条 事業所は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する旨を、従業者に徹底するものとする。

2 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を使用する場合には、利用者又は家族の同意を事前に得るものとする。

(苦情処理)

第 12 条 事業所は、提供した指定介護予防支援に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第 13 条 事業所は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(電磁的記録等)

第 14 条 地域包括支援センター及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる

2 地域包括支援センター及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この仕様書において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法其他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。



(記録の保管)

第 15 条 事業所は、この事業を行うため、介護予防サービス計画、サービス担当者会議等、指定介護予防支援の提供に関する諸記録を、完結の日から 5 年間保管するものとする。

(虐待防止)

第 16 条 事業所は利用者の人権の擁護及び虐待防止等のために、次にあげる措置を講じるものとする。

2 利用者への虐待が疑われる事案を発見した際には関係機関へ速やかに通報を行い、適切な対応がなされるよう努めるものとする。

3 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について、担当職員に対し周知徹底を図るとする。

4 虐待防止のための指針を整備する。

5 担当職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

6 上記第 16 条 5 に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。

(身体拘束廃止)

第 17 条 事業所は指定介護予防支援の提供の際、利用者の生命又は身体を保護するためのやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為が疑われる事例がある場合には関係機関へ速やかに通報を行い、適切な対応がなされるよう努めるものとする。

2 身体拘束に関する研修を行い、その理解に努めるものとする。

(認知症ケア)

第 18 条 事業所は利用者の認知症状に関わらず、本人には意思があり、意思決定能力を有するということを前提にして、意思決定支援を行うものとする。

2 認知症に関する知識やケアに関する研修を行い、その理解に努めるものとする。

(ハラスメントに関する規定)

第 19 条 事業所は適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から職場及び利用者より行われる優越的な関係を背景とした行為があった、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。次の各号のとおりとする。

(1) 事業主としての方針等の明確化及び従業者への周知・啓発

(2) 相談、苦情に応じて適切な対応をするために必要な体制の整備

(3) 被害者への相談対応

(利益収受の禁止)

第20条 事業所は公正中立性を確保するために、利用者に対してと特定の介護サービス事業所によるサービスを利用させることの対象として、当該サービス事業所及び利用者等から金品その他の財産上の利益を収受しないものとする。

(業務継続に向けた取り組みの強化)

第21条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防ケアマネジメントの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第22条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の事項に掲げる措置を講じるものとする。

- 2 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図るとする。
- 3 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 4 担当職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他)

第23条 事業所は、担当職員の資質の向上を図るために、研修会の実施等業務体制を整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 定期の事業所内研修及び他団体主催の県内外研修への参加。

(協議)

第24条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、令和3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和3年 12月1日から施行する。

この規定は、令和4年 10月1日から施行する。

この規定は、令和6年 4月 1日から施行する。